

営 第 945 号  
平成 25 年 3 月 8 日

隠岐支庁県土整備局長 様  
各県土整備事務所長

総務部営繕課長  
土木部建築住宅課長

建築工事における県産木材を使用した工事用看板等の使用に係る  
運用の一部改定について（通知）

平成 24 年 2 月 2 日付け営第 631 号の 2 で改定通知したこのことについて、  
建築工事における運用を下記のとおり改定しましたので事務に遺漏のないよう  
お願いします。

なお、本運用は平成 25 年 4 月 1 日以降に起案する工事から適用することとし  
ます。

## 記

（下線部改定箇所）

### 1. 設計書への計上方法

#### （1）当初設計書への計上数量

当初設計数量においては、下記数量の計上を標準とする。ただし、現場  
の状況に応じて必要数量を計上することができる。

	木製工事用表示板	木製工事用看板	木製工事用バリケード
当初設計数量	0 台	2 台	5 台

また、適用単価は、当初工期日数に応じ、単価表により計上する。

#### （2）数量の計上方法

1 工事当たりの損料として、台数分を共通仮設費の積み上げにより算定  
して加算する。

### 2. 設計変更

当初設計数量に変更が生じた場合、設計変更の対象とするが、当初設計  
数量を超えた場合は、従来から使用している金属性の工事用看板等の使用  
を妨げない。ただし、金属製の工事用看板等については共通仮設比率で計  
上しているため設計変更の対象としない。

### 3. 条件明示

該当工事については、現場説明書説明事項に県産木材を使用した工事用  
看板等の使用について、別紙 1 のとおり記載する。

また、使用数量について、以下のとおり特記仕様書に記載する。

2 仮 設 工 事	1 手すり先行足場 (2.2.4)	「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月策定)」による。
	2 監督員事務所 (2.3.1)	面 積:            m <sup>2</sup> 程度 仕 上 げ: 備 品:
	3 工 事 用 水	構内既存の施設 ・ 利用できる(有償)    ・ 利用できない
	4 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる(有償)    ・ 利用できない
	5 仮囲い及び出入口	設置個所    ・ 材質・構造及び設置期間は図示による。
	6 養生シート	設置範囲        ・ 図示の位置        ・ 外部足場全面 養生シートの種別 ・ 養生シート ・ 防災Ⅰ類        ・ 防災Ⅱ類 ・ ネット状養生シート ・ 防災Ⅰ類        ・ 防災Ⅱ類 ・
	7 洗 車 場	設置個所    ・ 材質・構造及び設置期間は図示による。
	8 木製安全施設製品 (県産木材製品)	・ 工事用表示板(表示板 1,400mm×1,100mm 用)    台 * 工事用看板(看板 1,400mm×550mm 用)            2台 * 工事用バリケード                                        5台

#### 4. 適用工事

土木部技術管理課長通知（平成 23 年 9 月 26 日付け技第 369 号）の「3. 適用工事」における適用除外について以下の場合を追加する。

- ・ 主体工事に付随し分離発注する 工事費 30,000 千円以上の工事

## (別紙1)

### 17. 県産木材を使用した工事用看板等の使用

本工事で使用する工事用看板、工事用標示板及び工事用バリケード（以下「工事用看板等」という。）は原則として木製とする。

ただし、木製とすることが適切でない場合はこの限りではない。

(1) 工事用看板等に使用する木材は県産木材を使用することとし、使用にあたっては一般事項6により「しまねの木認証制度」を活用し、県産材であることの確認を行うこと。なお、転用して使用する場合は、購入時の「しまねの木認証書」の写しにより確認を行うこと。

(2) 工事用看板等の規格・寸法等は発注者が示すものと同等の仕様とする。

(参照 URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/eizen/>)

ただし、県産材であることを証明するものとして、本体の外枠の木材へ次のいずれかを施すこと。

①「島根県産木材」の焼文字

②島根県産材を示すマーク等の焼付け

(3) 請負者は工事用看板等の設置にあたっては、設置の可否とともに設置台数及び設置位置について監督職員と協議を行い、施工計画書に記載することとする。

また、着工後、当初設計数量を超える変更が生じた場合は、従来の金属製の工事用看板等の使用を妨げない。

(4) 請負者は現地に設置された工事用看板等の全数が確認できるように写真等により適切に管理すること。

(5) 「木製とすることが適切でない場合」とは以下の場合とする。

①常時、強風下にさらされる箇所

②県産木材を使用した工事用看板等の設置により、車両等の通行の妨げとなる狭窄な道路等

③第三者の侵入を完全に防ぐ必要がある箇所

④県産木材を使用した工事用看板等の損傷が重大事故に繋がるような箇所

⑤その他、監督職員が使用に適切ではないと判断される箇所